

令和6年度徳島県認知症対応型サービス事業開設者研修実施要領

1 認知症対応型サービス事業開設者研修

この研修は、平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知の参考2「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」(4(3)認知症対応型サービス事業開設者研修)に基づく研修とする。

2 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定基準」という。）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定予防基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定予防基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）の代表者である者

3 研修内容

認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得するための研修を実施する。

4 レポートの提出

本研修を修了した者については、研修の受講を通じ、次の内容等について、レポート(A4用紙に2,000字以上)を作成し、徳島県及び事業所設置市町村の長に提出することとする。

また、本研修の修了証書については、レポートの提出と引き替えに交付するものとする。

- (1) 認知症高齢者ケアについて理解したこと
- (2) 今後の事業所運営に関して取り組みたいこと

5 研修日程等

別添「令和6年度徳島県認知症対応型サービス事業開設者研修」による。

6 定員

定員は、20名程度とする。

7 研修費用

受講料は一人9,000円とする。(研修初日の受付にて支払いをすること。)

また、研修に要する経費のうち、参考教材等を使用した場合に係る実費相当部分については、受講者の負担とする。

8 その他

感染症の拡大防止のため、事業所での現場体験は行わず、代替となる集合研修の実施に変更となる場合がある。